

# 船舶事故調査報告書

令和4年4月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年8月26日 10時53分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市旗山埼北方沖 横須賀港走水物揚場防波堤灯台から真方位350° 950m付近 (概位 北緯35° 16.4′ 東経139° 43.9′)
事故の概要	遊漁船第三吉野屋丸は、漂流中、また、プレジャーボートIreneは、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年9月9日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第三吉野屋丸、16トン 235-41222 神奈川、有限会社吉野屋 B プレジャーボート Irene、5トン未満 232-21561 神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 操舵区画の左舷側壁に破損及び天板上の構造物に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風速 約2.9m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 南東流約1.2ノット
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客14人を乗せ、船首を北方に向けて潮流によって圧流されながら漂流中、船長Aが、右舷方20～30mにB船を視認したが、短時間であれば接近することはないと思い、左舷側で釣り客の糸の絡みを解き終えて操舵室に戻ったところ、A船の右舷船首部とB船の左舷とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船首部から海中に降ろした電動船外機を連動させてGPSを利用して船位を保持する機能（自動船位保持機能）を起動し、船首を北西方に向け、機関を停止して漂流を開始した。 船長Bは、右舷側で釣りを行っていたところ、B船の左舷船首方20～30mに移動した遊漁船のA船を視認したが、ふだん同様に遊漁船が船位を保持して漂流中のB船を避けてくれると思い、釣りを続けた。 B船は、船長Bが、船尾部にいた同乗者の声を聞いてA船がB船の

	<p>左舷方5～6mに迫っていることに気づき、A船に向かって大声で合図を行ったが、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長Bは、本事故発生場所海域で、ふだん潮上りを繰り返しながら釣りをしている多数の遊漁船を認め、遊漁船が漂流してB船に接近するとB船を避けてくれる状況を見ていた。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、潮流により圧流されながら漂流中、船長Aが、右舷方にB船を視認した際、短時間であればB船に接近することはないものと思いい、左舷側で釣り客の手伝いを行っていたことから、B船に接近していることに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、GPSを利用した自動船位保持機能を起動して漂流中、船長Bが、遊漁船のA船を視認した際、ふだんと同様に遊漁船が船位を保持して漂流中のB船を避けてくれると思いい、釣りをしながら漂流を続けたことから、A船が接近していることに気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が潮流により圧流されながら漂流中、B船がGPSを利用した自動船位保持機能を起動して漂流中、船長Aが、短時間であればB船に接近することはないものと思いい、左舷側で釣り客の手伝いを行い、また、船長Bが、ふだんと同様に遊漁船が船位を保持して漂流中のB船を避けてくれると思いい、釣りをしながら漂流を続けたため、互いに接近する状況に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、漂流中、特定の作業のみに意識を向けることなく、常時、適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 船長は、自船に接近する漂流中の遊漁船を認めた場合、船位を保持して漂流中の自船を遊漁船が避けてくれると予断を持たず、十分余裕のある時期に、船体を移動させて衝突を避ける措置を採ること。</li> </ul>